

○日本医科大学動物実験委員会運営細則

(平成19年4月1日細則第1号)

(目的)

第1条 この運営細則は、日本医科大学動物実験規程第5条第2項に基づき、動物実験委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、学長の諮問を受け、動物実験責任者(以下「責任者」という。)から提出された動物実験計画に基づいて、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月28日環境省告示第88号)及び研究機関等における実験動物等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日文科科学省告示第71号)を踏まえつつ、科学的合理性の観点及び倫理性の観点から審査を行う。

2 委員会は、動物実験等終了後、動物実験計画の実施の結果について学長から報告を受けたとき、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置について学長に助言又は提言する。

3 委員会は、学長の命を受け、動物実験室及び飼養保管施設(以下「施設等」という。)の認可及び査察等による動物実験等実施状況の調査を行い、必要に応じ適正な改善措置を講ずる。

4 委員会は、学長の命を受け、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施、その他動物実験等の資質の向上を図るために必要な措置を講じ、教育訓練等の実施の状況を把握し、学長に報告・助言する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の委員で構成する。

(1) 研究部長、実験動物管理室長及び組換えDNA実験安全委員会委員長

(2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者として、学長が指名した委員 若干名
(武蔵境及び千葉北総地区から各1名を含める。)

(3) 実験動物に関して優れた識見を有する者として、学長が指名した委員 若干名

(4) その他学識経験を有する者として、学長が指名した委員 若干名

2 学長は、前項に定める者のほか、学外学識経験者を委員に加えることができる。

3 学長、大学院医学研究科長、医学部長及び副医学部長は、委員会に随時出席し、助言するものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号、第4号及び第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、その代理を学長が指名する。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、必要に応じ、随時開催する。

2 委員会の開催は、原則として1週間前に主要議題を付して通知する。

3 委員会は、委員総数の過半数の出席を要するものとする。ただし、委員が別に定める委任状を提出した場合には、当該委員は出席したものとみなす。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者を出席させ、意見を聞くことができる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 動物実験計画書に関する事項

(2) 実験動物の施設等の認可並びに査察等による動物実験等実施状況調査に関する事項

(3) 実験動物飼養及び保管に関する基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施に関する事項

(4) 実験動物管理室の予算・決算に関する事項

(5) 実験動物管理室に係る内規・要領等に関する事項

(6) その他学長が諮問した事項に関する事項

2 委員会において審議された内容は議事録を作成し、保存管理する。

(議決)

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを議決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の出席委員には、委任状提出委員は含まないものとする。

3 委員は、自らが責任者となる動物実験計画に関する審議に加わることができず、かつその数は委員総数に算入しない。

(持回り審議等)

第9条 第7条第1項に定める審議事項の審議を速やかに行うため、委員会の開催を略し、審議事項を明記した文書を各委員へ送付することによって、持回り審議を行うことができる。

2 この場合の議決については、前条第1項及び第3項の各規定を準用する。

(報告)

第10条 委員会は、審議事項を医学部教授会に報告し、承認を得るものとする。

(教育訓練)

第11条 委員会は、学長の命により実施する教育訓練において、次の各号に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

(担当部署)

第12条 委員会に関する事務は、共同研究施設が担当する。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 日本医科大学動物実験倫理委員会規定(昭和64年1月1日施行)は、これを廃止する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年9月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。